

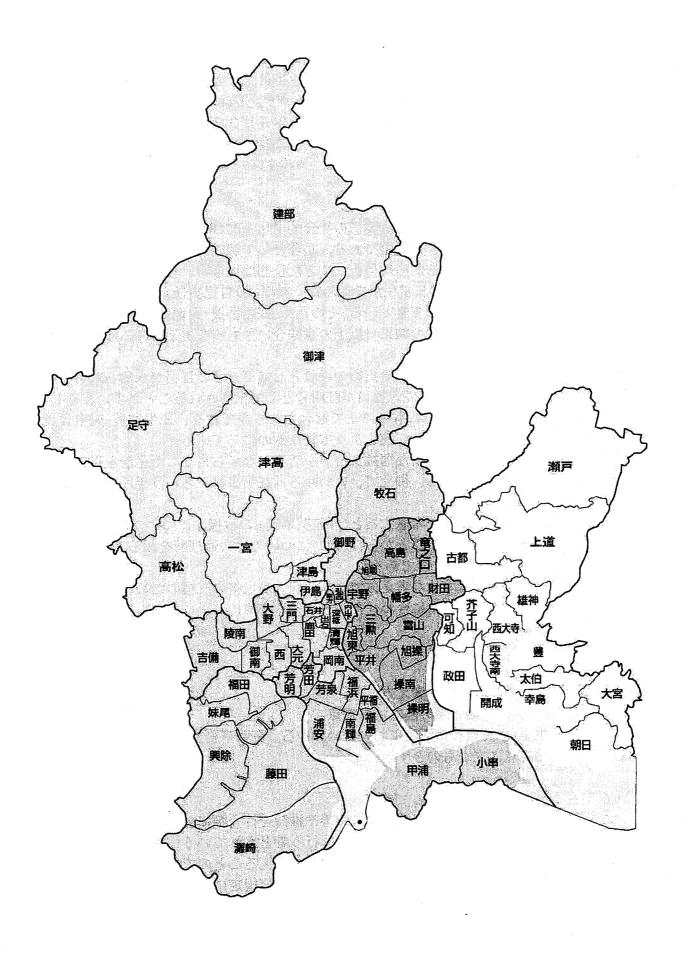
# 資料編

#### ▶ 済世顧問制度

大正初期、物価の高騰などから社会不安が増していく中、1916 (大正 5) 年 5 月、宮中で開催された地方長官会議の場で、笠井信一岡山県知事は大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」とご下問を受けました。すぐ岡山県内の生活困窮者の実情を調査したところ、悲惨な生活状況にある者が県民の1割に達していることが判明しました。事態の重大さに笠井知事は日夜研究を重ね、ドイツのエルバーフェルト市(現在のヴッパータール市)の「救貧委員制度」を参考にして、1917 (大正 6) 年 5 月、「済世顧問設置規程」を公布し、民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度」が生まれました。

1. 岡 0 人 702,073人 (令和4年3月31日現在) Ш 市  $\Box$ 2. 畄 市  $\mathcal{O}$ 世 帯 数 335,215世帯 (令和4年3月31日現在) Ш 3. 出 市 積 Ш  $\mathcal{O}$ 面 789.95km2 4. 民生委員・児童委員定数 (令和4年12月1日現在) 1,242人 地区民生委員児童委員協議会 69地区 図 6. 組 織 理 事 会 (理事75名) 問 顧 事 務 局 常任理事会 (常任理事23名) 福祉援護課 地 主 会 長 域 任 児 福 童 祉 副会長 広 調 推 委 (6名以内) 査 進 員 報 研 部 部 委 究 委 会 計 員 部 1名 1名 員 副部長 2名 2名 会 会 3名 常任委員 13名 事 14名 事 部 員 93名 132名 委員長1名 (3名) 副委員長 2名 員 若干名 委 南区南 北区中央 北区北 中区 東区 南区西 福祉区 福祉区 福祉区 福祉区 福祉区 福祉区 民生委員 民生委員 民生委員 民生委員 民生委員 民生委員 児童委員 児童委員 児童委員 児童委員 児童委員 児童委員 協議会 協議会 協議会 協議会 協議会 協議会 5地区 10地区 13地区 15地区 18地区 8地区 民生委員·児童委員 民生委員·児童委員 民生委員·児童委員 民生委員·児童委員 民生委員·児童委員 民生委員·児童委員 100名 155名 348名 210名 237名 192名 主任児童委員 主任児童委員 主任児童委員 主任児童委員 主任児童委員 主任児童委員 21名 33名 23名 29名 33名 13名 地区民生委員児童委員協議会 **─69地区** (会長69条) 民生委員・児童委員(主任児童委員) 1,242名 (152名)

# 各地区民生委員児童委員協議会 区域図



#### 「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン

平成14年3月27日 全国民生委員児童委員連合会 民生委員・児童委員活動と証明事務に関する検討小委員会 平成14年5月9日 全国民生委員児童委員連合会 平成14年度第1回全民児連評議員会において確認

#### 1. はじめに

「証明事務」は、民生委員・児童委員の社会的信用と結びついて、行政等への協力活動をすすめるなかで行ってきた活動である。職務として明確に規定されてはいないものの、住民の福祉の増進を図るために果たしてきた役割は大きい。

しかしながら今日、住民の日常生活を取りまく環境は「自己責任」「自己決定」「契約」を前提としたものへと移行してきている。そのため、民生委員・児童委員が行ってきた「証明」は、社会的に「状況確認の結果」以上の意味合いをもって捉えられ、取扱われるようになってきた。

さらに、ある状況を明らかにするための手段として第三者の証明が求められる場合、 その社会的信用から民生委員・児童委員が証明者として指名されることが多い。そして、 その内容は福祉の領域を超えるものにまで拡大されてきており、民生委員・児童委員が 「証明事務」として行う活動の範囲をより広範なものにしている。

住民が必要に応じてさまざまな福祉支援等を活用しながら自立した生活を送るためには、本人の意欲を促しながら、併せて、いわゆる「証明事務」という手段を用いた支援を行うことも求められる。

しかし以上のような現状を考慮すると、「証明事務」の取扱いについては、今日改めて その確認が必要となっていることから、取扱いについての共通理解を図ることを目的に、 ガイドライン(指針)を示すものである。

なお、以下の内容は基本的な考え方であり、個人や世帯の支援のために有効な取扱いが行われるよう、地域の実情に合わせたルールづくり等について、さらに検討がすすめられる必要がある。

#### 2. 取扱いについての基本的な考え方

#### (1)「証明事務」に取組む際の基本的な視点

今後、民生委員・児童委員活動においていわゆる「証明事務」を取扱うにあたっては、 以下の基本的視点に立つものとする。

#### ① 住民への支援を目的として行う

「証明事務」は、住民が生活状況の改善や維持を行う際に必要となるものである。 これは職務規定上、住民への相談・援助を行う者とされている民生委員・児童委員に とっては、住民への福祉サービスの一環として捉えることのできる活動である。

また、行政等への協力活動を行う者としての職務規定に照らしても、住民への支援を目的として行う活動であると言える。

#### ②「証明」という表現について考慮する必要がある

契約社会の浸透によって、「証明」という言葉のもつ意味は非常に限定的なものとなってきている。民生委員・児童委員が行っている活動は、求められた内容についての確認できる範囲内での状況の結果であるが、「証明」という名称が一人歩きし、唯一の証拠となる決定的な書類だという誤解を生じる可能性が指摘されている。

したがって、現在「証明」と呼ばれている書類や行為は、確認できる範囲内での状況の結果であることから、「調査結果」「所見」「状況(確認)報告」等という呼称を用いることが望ましい。

#### ③ 対応範囲を限定する必要がある

「証明事務」は、確認できる範囲内での状況の結果について言及することを原則と し、下記によってその対応を図る。

#### ≪対応するもの≫

#### 【前提条件】福祉サービスの利用等を目的とするもの

いわゆる「証明事務」を行うことで住民の生活状況の改善や維持に対する支援となり、かつ、福祉サービスの利用等を目的とすることが、対応の大前提である。

#### ア) 法令や通知、国や自治体が定める要綱等に協力を定められているもの

行政協力は民生委員・児童委員の職務である。よって、法律や施行令、通知、 条令等に民生委員・児童委員の協力や援助・助言を求められているものについ ては、その対応を行う。

#### イ)「補充性」をもつものとして扱われるもの

公的機関の証明の他にさらにそれを補う確認が必要となるものは、対応する。

#### ≪対応しないもの≫

#### ア) 状況確認ができないもの

住民の生活状況の改善や維持に対する支援であり、かつ、福祉サービスの利用等を目的としている場合であっても、本人や対象者と面識がなく(あるいはそれに等しく)、生活状況の確認が困難な場合や、あいまいな場合は対応しない。

#### イ) 代替手段のあるもの

公的機関の発行する書類で対応できる場合、また、私的機関・団体等自らが 事実を調査し証明書類を発行することができる場合は、対応しない。

#### ウ) 法的証拠として取扱われるもの

民生委員・児童委員は中立公平に住民に接する立場であることから、訴訟のなかで一方の住民側の証拠として提出されるものについては、対応しない。

また、本来裁判所の判断により「証明」されるべきもの(相続放棄証明、養 子縁組証明等)は、取扱わない。

- ※ なお、上記以外の場合で、公共性・中立性の高い機関・団体等が、それぞれの独自 規定により民生委員・児童委員の協力を求めている場合で、福祉サービスの利用等 を目的としたものについては、必要に応じて対応するものとする。
- ※ また、上記に関わる判断は、委員個人もしくは民児協において行うものとし、必要に応じて、行政や関係機関・団体等とも調整するものとする。

#### (2) 取扱い上の留意点

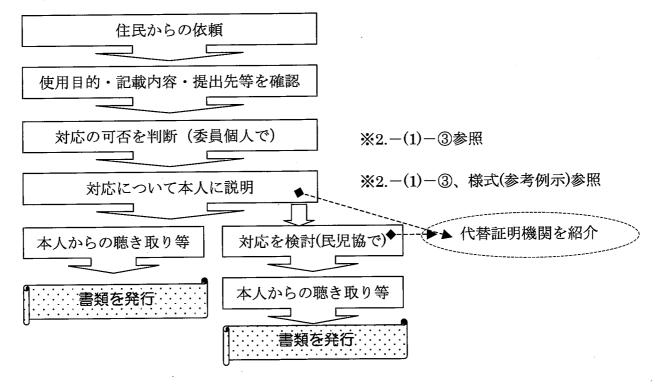
前述の「基本的な視点」をふまえ、さらに下記の点に留意する必要がある。

- 依頼された時点で、依頼事項への対応の可否や、いわゆる「証明(調査、確認な ど)」の効果の及ぶ範囲を本人に伝え、了解を得る。
- 協力を求められた内容について、本人の申立ての内容をよく聞き、本人が説明・ 依頼した内容を精査しながら、依頼内容に関する状況の確認をする。 なお、あいまいな状況確認のままに対応しない。また、恣意的判断は厳に慎む。
- 客観的に確認できた状況についてのみ報告する。
- 記載する内容、目的、提出先を明確にしておく。
- 目的外の使用は避けるよう、依頼者に伝える。
- 作成した書類の写し等を手元に残しておく。またその際、保管を確実に行う。
- 対応について個人で判断できない場合は、必ず民児協で協議する。 場合によっては、発行者を組織名とするなどの対応を行う。
- 本人以外の第三者から書類の作成等を依頼された場合は、本人の承諾が必要であることを伝えるとともに、その理由を必ず把握してから対応を判断する。
- 書類の作成や提出に際しては、個人のプライバシーに充分配慮する。
- 作成する書類については、できる限り「調査結果」、「所見」、「状況(確認)報告」 等とするほか、その様式は、民児協で協議する。 また、必要に応じて民児協から関係機関・団体等に理解を求める。

#### (3) その他(決まった様式を持ち込まれた場合の対応)

- 「証明」「証明書」と書かれた規定の様式については、可能な限りそのままの様式には記載せず、民児協で協議・決定した様式を使用するようにする。
- ただし、法令、通知等に定められた「証明(書)」様式については、そのままの様式に記載するか否かについて民児協で協議し、具体的な対応策を取り決めておく。
- なお、上記の対応にあたっては、行政をはじめ関係機関・団体等と民児協とで検 討し、そのルールづくりを行う。

#### 3. 書類作成の際の基本的な手順



#### 4. 都道府県・指定都市民児協および市区町村民児協での対応

主に以下の点については、それぞれの地域で取組む必要がある。

- (1) 行政、関係機関・団体、また依頼者に対し、民生委員・児童委員が活動上対応できる範囲について説明し、理解を求める。
- (2) 民生委員・児童委員に基本的な取扱いを周知し、それぞれの地域で対応様式を協議する。
- (3) 書類様式を組織で協議・決定する場合、必要に応じて行政をはじめ関係機関・団体との調整を行う。

#### 5. 別添資料

- (1) 「依頼書」「調査書、所見、状況(確認)報告」等の様式(参考例示)
- (2) 対応すべきではない主な証明、行政機関で発行できる主な証明

※参考例示であるため、岡山市独自の様式とは一部異なる点があります。

#### (参考資料)

5.-(1)「依頼書」「調査書、所見、状況(確認)報告」等の様式(参考例示) 様式1・2を複写式で作成しない場合は、調査書のコピーを手元に残し保管

(様式1/民生委員・児童委員控)

# 依 頼 書

依頼日 令和 年 月 日

	щ
(区市町村名)民生委員・児童委員 様	
(依頼人) 住 所	
電話番号 氏 名	<u> </u>
下記第3項について、調査(状況確認)を依頼します。	
記 	
整理No. ※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記 発行日 令和 年 月 日 ※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記	
1 使用目的 ※依頼者本人が記	入
2 提出先機関・団体名称電話番号所在地※依頼者本人が記	入
3 調査(状況確認)依頼内容	
※依頼者本人が記入	,
4 調査結果(所見、状況確認報告)	
	ļ
	入
	. 1

※ 枠内は、太枠部分のみ、記入していただきます。

※参考例示であるため、岡山市独自の様式とは一部異なる点があります。

#### (参考資料)

5.-(1)「依頼書」「調査書、所見、状況(確認)報告」等の様式(参考例示) 様式1・2を複写式で作成しない場合は、調査書のコピーを手元に残し保管

(様式2/本人あて)

# 調 査 結 果 (所見、状況確認報告)

		令和	牛	月	Ħ
 様					
(市区町 氏	·村名)民生委員 名	・児童委員			即

依頼内容について調査(状況確認)を行った結果は、第4項のとおりです。

記

2 提出先 機関・団体名称 所在地 電話番号 ※依頼者本人が記入   3 調査(状況確認)依頼内容	整理	₹No.					※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入
2 提出先 機関・団体名称 所在地 電話番号 ※依頼者本人が記入   3 調査(状況確認)依頼内容	発行	<b></b>	令和	年	月	月	※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入
所在地 ※依頼者本人が記入 3 調査(状況確認)依頼内容	1	使用	目目的				※依頼者本人が記入
	2	提出	先			称	電話番号 ※依頼者本人が記入
	3	調査	至(状》	兄確認)	依頼内	容	※依頼者本人が記入

- 4 調査結果 (所見、状況確認報告)
  - □月□日~□日の間に、

依頼内容にそって(訪問・△△に聴き取り)し、

(調査・状況確認)を行った。

その結果、〇〇〇〇〇〇〇〇であることを確認した。

※調査(状況確認)後に民生委員・児童委員が記入 ※必要に応じて、調査(状況把握)を行った時刻も限定すること

この調査結果(所見、状況確認報告)は、「1」の使用目的以外には使用できません。

### (参考資料)

5.-(2) 対応すべきではない主な証明、行政機関で発行できる主な証明

## ● 対応すべきではない主な証明

調査、状況確認内容	主な用途	主な提出先
住所地に不在である(居住していない)こと	<ul><li>・ 公示送達</li><li>・ 担保物件の権利取得</li><li>・ 土地の貸借関係の解除</li><li>・ 滞納電話料の免除</li></ul>	<ul><li>・ 裁判所、消費者金融、ローン・クレジット会社等</li><li>・ 貸金業者</li><li>・ 弁護士</li><li>・ 電話事業者</li></ul>
住所地に居住していること	住宅取得控除申請	税務署
無資力であること	労災の第三者行為災害における加 害者の無資力であることの証明	労働基準監督署
収入が減少している(無収入である)こと	減税申告	市区町村行政税務所管課
離職・退職したこと	保険申請・受給	ハローワーク、民間保険会社
交通事故に遭ったこと	保険申請・受給	民間保険会社、共済組合
罹災したこと	II .	11
仕事を休業していること	11	11
事実婚をしていること	慰謝料請求等の訴訟資料	弁護士
このほか、行政や私的機関・団	団体で証明できる(すべき)内容	

# ● 行政機関で発行できる主な証明

	T
課税証明	町界町名変更証明
非課税証明	住居表示に関する証明
納税証明	国民健康保険税課税(納税)証明
専用住宅証明	国民健康保険被保険者資格(喪失)証明
資産証明	国民年金受給者資格(喪失)証明
戸籍謄本・抄本	介護保険料関する証明
戸籍記載事項証明	市町村道認定証明
身分証明(破産宣告の有無等民事事項に限る)	道路幅員証明
住民票の写し	区市町村営住宅使用証明
住民票記載事項証明	中小企業信用保険法第2条第3項1号~第7号 に規定する認定証明
転出証明	農耕地であることの証明
出生証明書	農家証明
印鑑登録(抹消)証明	耕作証明
不在籍・不在住証明(現住証明に限る)	小作料の証明
外国人登録原票記載事項証明	海難証明
埋葬・火葬許可証交付済証明	罹災証明
建築許認可確認証明	火災証明

# 活動記録 記入例

2	日·曜日	活動概要		分野	実調 態 把 査 握・ (1)
1	1 (木)	新たに民生委員となり、担当交代のあいさつに担当区域の高齢者宅を10件訪問した。			
2	2 (金)	ひとり暮らし高齢者の安否確認で4軒のお宅を訪問した。			
3	7 (水)	足の悪いひとり暮らし高齢者の\$さんの家へ行き、病院への通院に付き添った。	13	16	
4	8 (木)	地域包括支援センターの職員と認知症の↑さんの家に行き、支援について協議した。	1	16	
5	9 (金)	市高齢者福祉課から依頼された高齢者実数調査のため、8軒訪問したが、3軒不在であった。			正
6	12 (月)	共同募金に協力するため、地域の企業3軒を訪問し、募金のお願いをした。			
	15 (木)	朝、通学路に立ち、子どもの通学を見守った。			
8.	16 (金)	午前中、地区民児協の定例会に参加した。			
9	( )	その日の午後、市の民生委員研修会にも参加した。			
10	17 (土)	Wさんのお宅にうかがって状況を確認し、書類を作成して手渡した。			
11	22 (木)	近所の方から「隣のAちゃんが虐待されているようだ」という連絡を受けたので、近所の方の自宅を訪問し、話を伺った後、主任児童委員と連絡をとって対応を相談した。			
12	30 (金)	活動記録の集計を行った。			
		合 計			5

Ŧ	の他の	活動件	数		訪問	回数	連絡調	整回数	
参会業行		運民	事確証	通の要	連訪	そ	委	関そ	活動日数
加議事	動域	営 ・児	認等	告発保 ・二護	絡 問 活	Ø	員	係の	日
協へ・	・ 自 <sup>福</sup>	研	等調	· Ž護 仲 <sup>見</sup> 児	活	0)	相	機他	数
カの・事		修協	務ジェ	介の童	動・	他	互	関の	
(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
						正正			0
					ĭF				0
						Į			0
						-		1	0
						正下			0
	-					F			0
	<b>—</b>								0
		_							0
		_							
			-		_				0
				-		_	_		0
		_							0
0	2	3	1	1	4	2 5	1	1	11

民児協名:	岡山	山地区	民児協	
氏名:	四	区	広	

	1000	在		宅	5		福			祉	(1)		1	件
		介		護	ŧ		保			険	(2)	1		
		健	康		1	<del>屎</del>	健	3	Ē	療	(3)	П		_
		子	育	て		母	子	. ,	保	健	(4)	T		
		子	بخ	ŧ	の	地	域	: ;	生	活	(5)	T		
	_	子	ども	の	教育	育・	学	校	生	活	(6)	╗		
+0	内	生			ř	舌				費	(7)	T		
相	容	年	4	金		•	1	呆		険	(8)	T		_
談	容別	仕								事	(9)	7		
-		家		趀	Ę		関			係	(10)			
支援		住								居	(11)	П		
		生		泪	<u> </u>		環			境	(12)			
件数		日	常	7	的	な	•	支	:	援	(13)		 1	
致		そ			(	カ				他	(14)			
					1	計					(15)		2	
	11.50	髙	齢	者	に	期 :	F 7	5	Ξ	ح	(16)		2	¥
	分	障	害	者	に	期 "	F ;	<u>る</u>	۲	ح	(17)	П		
	· 55	子	ا مح	₽.	に	期 "	<b>}</b>	3	۲	と	(18)			
	别。	そ			(	か				他	(19)			
					Ī	計					(20)		2	

急活で 。	調	査	٠	実	態	把	握	(1)	5件
	行事	・事	業・	会議~	の参	加・	協力	(2)	
動の	地址	或福	祉活	5動	・自	主活	5動	(3)	2
维納	民	児 :	協	軍営	<u> </u>	研	修	(4)	3
	証明	月 (1	周査	· 碓	認等	F) =	務	(5)	1
- 数の~	要仍	遊児	童の	発見	の通	告・1	仲介	(6)	1

多回游。	訪	問	•	連	絡	活	動	(7)	4 💷
数問	そ			の			串	(8)	25

回調連	委		員	t	7	相		互	(9)	1 @
数整絡	そ	の	他	の	関	係	機	闔	(10)	1

ЭT.	164.	-	**	(11)	1 E
775	単川		34X	1 (11)	

相談機関一覧

※ ★は各分野で相談先の判断に迷った場合に連絡する機関。

R4年度版			和談機與一寬		※ 大は各分野で	日設分での判断	★ よ各分野 で相談先の判断に迷った場合に建絡する機関。
相談項目	δ	相談内容	機関名	所在地	電話番号 (086)	内線	受付時間
	*	在宅医療に関すること(かかりつけ医の紹介、主に医療    関係者からの相談)	地域ケア総合推進センター	北区北長瀬表町二丁目17-80	242-3135	l.	平日 8:30~17:15
	2	医療に関する苦情、心配事の相談	保健所総務課	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1254	5217	平日 8:30~17:15
病気・医療につい て	က	予防接種、感染症予防、エイズに関する相談	保健所感染症対策課感染症対策係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1262	5230	平日 8:30~17:15
ř	4	難病に関する医療受給者証の申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5239	平日 8:30~17:15
	5	未熟児養育医療費・小児慢性特定疾病医療費・自立支援医療(育成医療)費給付に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5239	平日 8:30~17:15
こころの問題(メンカー)	9 *	こころの健康(若年性認知症・アルコール関連問題)等 についての相談	各保健センター	<別紙>	<別額>		平日 8:30~17:15
ングングベングベンド・コレンフレンフ	7	精神保健福祉に関する相談のうち、複雑又は困難なも の	こころの健康センター	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1273	5443. 5444	平日 8:30~17:15
	∞ *	高齢者の介護や保健・医療・福祉などに関する相談(認 知症、虐待など含む)	各地域包括支援センター	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:00
介護について	6	介護保険の申請	各福祉事務所	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
	10	介護保険サービスの利用に関すること	介護保険課	北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1240 803-1241	5782	平日 8:30~17:15
	* 11	障害者の一般相談支援(福祉サービスの利用に関する   相談等)	相談支援機能強化事業所	<別紙>	<別紙>		<別紙>
	12	介護者の急病など障害者の緊急時対応支援(24時間 365日)	地域生活支援拠点事業所	<別紙>	<別紙>		<別紙>
	13		岡山市障害者基幹相談支援センター	北区平田407	259-5301	ı	平日 8:30~17:15
	14	多障害や早期専門的な対応など地域における障害児   支援等に関すること	児童発達支援センター	<別紙>	<別紙>		<別紙>
	15	5 障害者の居場所(創作活動や生産活動)に関する相談	地域活動支援センターI型	<別紙>	<別額>		<別統>
	16		各福祉事務所	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
という記載	17	7   身体障害に係る専門的な相談(身体障害者手帳、補装 7   具、更生医療)	障害者更生相談所	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1248	5421	平日 8:30~17:15
	18	3 知的障害に係る専門的な相談(療育手帳)	障害者更生相談所	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1247	5424	平日 8:30~17:15
	19	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療) の申請、精神障害者の障害福祉サービス(介護給付・訓練 等給付)・地域生活支援事業利用の申請に関する相談	各保健センター	<別紙>	<別額>		平日 8:30~17:15
	20		健康づくり課精神保健係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1267	5273	平日 8:30~17:15
	21	難病患者の日常生活用具給付・障害福祉サービスの申     請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5239	平日 8:30~17:15
	22	2 精神保健福祉に関する相談のうち、複雑又は困難なも の	こころの健康センター	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1273	5443, 5444	平日 8:30~17:15
	23	3 発達障害に関する相談	発達障害者支援センター	北区春日町5-6 1F	236-0051	ı	平日 8:30~17:15

相談機関一覧

※ ★は各分野で相談先の判断に迷った場合に連絡する機関。

R4年度版							
相談項目	No	相談内容	機関名	所在地	電話番号 (086)	松	受付時間
	* 24	18歳未満の子どもの福祉に関する相談(子どもや家庭 に関すること・虐待(疑い含めて)・ヤングケアラーの相 獣など)	各地域こども相談センター	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
	25	18歳未満の子どもの福祉に関する専門的な相談(養護 相談(虐待相談を含む)、障害相談、非行相談、育成相談 など)	こども総合相談所	北区鹿田町—丁目1-1 5F	803-2525	5594	平日 8:30~17:15 (虐待通告は夜間・休日も対応)
	56	妊娠中から乳幼児の子どもの健康・療養・育児・健康診 査等に関する相談	各保健センター	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
子育てについて	27	いじめ、非行、不登校など学校生活に関する相談	岡山市教育委員会事務局学校教育部 指導課教育支援室	北区大供一丁目1-1 8F	803-1592	3845. 3846	平日 8:30~17:15
	28	いじめ、非行、不登校など学校生活に関する相談	岡山市教育相談室	中区国富三丁目9-12	207-2170	1	平日 9:00~18:30 土 9:00~16:00
	29	発達障害に関する相談	発達障害者支援センター	北区春日町5-6 1F	236-0051	-	平日 8:30~17:15
	30	保育所等の入園について	就園管理課	北区大供一丁目1-1 9F	803-1313	-	平日 8:30~17:15
	31	子どもの居場所についての相談	岡山市社会福祉協議会 子どもの居場所づくり相談窓口	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
	* 32	経済的な問題などで生活にお困りの方の相談(生活保  護を除く)、就労、家計相談、無料職業紹介、住居確保給  付金(審査あり)等	寄り添いサポートセンター	北区鹿田町一丁目1-1 7F	(או4⊁&−(וב) 8730 8730 8730	5745	平日 8:30~17:00
収入・仕事につい	33	生活保護の受給に関する相談	各福祉事務所	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
٠	34	生活福祉資金の利用に関する相談	岡山市社会福祉協議会	北区鹿田町一丁目1-1 7F	225-4051	5745	平日 8:30~17:15
	35	母子・父子・事婦福祉資金貸付金に関する相談、ひとり 親の就労相談	各地域こども相談センター	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
支出・滞納・借金に	* 36	家計のやりくり、借金、滞納、子どもの進学費用など、  お金に関する困りごと相談(生活保護、自営事業を除  く]	寄り添いサポートセンター	北区鹿田町一丁目1-1 7F	0800-200- 8730 (ブリーダイヤル)	5745	平日 8:30~17:00
2110	37	契約やお買い物のトラブル、悪質商法、架空請求、多重 債務などに関する相談	消費生活センター	北区大供一丁目1-1 2F	803-1109	3247. 3239	平日 9:00~16:00
	* 38	障害者、高齢者、連帯保証人がいない方など、住居の確保が難しい場合の相談	岡山県居住支援協議会 (総合相談窓口:おかやま入居支援センター)	北区広瀬町2-11	237-0200	1	平日 10:00~17:30
住まいについて	39	空さ家の活用に関する相談、障害・高齢等の理由で住 居の確保が難しい場合の相談	住まいと暮らしのサポートセンター おかやま(NPOおかやまUFE)	北区東古松二丁目2-9う てんて102	231-0841	ı	平日 10:00~15:00
	40	市営住宅への入居に関する相談	岡山市営住宅管理センター	北区柳町二丁目6番25号 朝日生命岡山柳町ビル2階	206-5560	1	平日 8:30~17:15
İ	41	DV、セクハラ、性別による差別的取り扱いに関する悩み相談	男女共同参画相談支援センター	非公開	803-3366	I	月・水~土 10:00~19:30 日・祝日 10:00~16:30
	42	高齢者(65歳以上)の虐待に関する相談	各地域包括支援センター	<別紙>	<別第>		平日 8:30~17:00
DV・虐待について	43	障害者権利擁護・虐待防止センター (通報受付・相談支援)	岡山市障害者基幹相談支援センター	北区平田407	(摩害者虐待通報) 259-5303	1	(障害者虐待通報) 24時間365日受付
	44	子どもの虐待に関する相談 (※原則、関係機関からの相談は「地域こども相談センター」で対応)	各地域こども相談センター	< 別 第 >	<b>&lt;四角&gt;</b>		平日 8:30~17:15
	45	子どもの虐待に関する相談	こども総合相談所	北区鹿田町一丁目1-1 5F	803-2525	5594	平日 8:30~17:15 (虐待通告は夜間・休日も対応)

※ ★は各分野で相談先の判断に迷った場合に連絡する機関。

# 相談機関一覧

K4牛医版							
相談項目	No.	相談内容	機関名	所在地	電話番号 (086)	力線	受付時間
	* 46	成年後見制度に関する相談	岡山市成年後見センター	北区鹿田町一丁目1-1 9F	225-4066	5745	平日 8:30~17:15
権利擁護(後見制	47	高齢者(65歳以上)の権利擁護に関する相談	各地域包括支援センター	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:00
度など)について	48	障害者の成年後見に関する相談	地域活動支援センター1型	<別紙>	<別紙>		<別紙>
	49	日常生活自立支援事業(福祉サービス手続の援助や代 行、金銭管理サービス等)に関する相談	岡山市社会福祉協議会	北区鹿田町一丁目1-1 7F	225-4051	5745	平日 8:30~17:15
	20	母子の健康、こころの健康、栄養、歯科、がん検診など に関する相談	- を代はセンター	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
健康について	51	高齢者の介護予防活動に関する相談(介護予防教室の 案内、あっ晴れ!もも太郎体操への取り組みなど)	一をくてみらいか護予防センター	中区桑野715-2	274-5211	1	平日 8:30~17:00
	25	高齢者の介護や保健・医療・福祉などに関する相談(認 知症、虐待など含む)	各地域包括支援センター	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:00
再犯防止・更生支 援について	53	刑を終えて出所した高齢者・障害のある人の自立生活 に関する相談	岡山県地域生活定着支援センター (岡山県社会福祉協議会内)	北区南方2丁目13-1 総合福祉・ボランティア・ NPO会館(きらめきプラ ザ)3略	226-2840	ı	平日 8:30~17:15
			環境事業課	北区大供一丁目2番3号6 F	803-1298	-	平日 8:30~17:15
		「いれあい収集について」	北区ごみ対策班	北区大供一丁目1番1号	803-1384	1	平日 8:30~17:15
	7		中区ごみ対策班	中区浜三丁目7番15号	901-1635	ı	平日 8:30~17:15
	, ,	・ (対象) ①介護保険の要介護1以上の認定を受けている方 ②偽覚障害又は胶体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を	南区ごみ対策班	南区浦安南町495番地5	902-3506	ı	平日 8:30~17:15
ごみ収集について		受けている方	東区総務・地域振興課	東区西大寺南一丁目2番4 号	944-5038	I.	平日 8:30~17:15
			北区建部支所·総務民生課	北区建部町福渡489番地	722–1112	•	平日 8:30~17:15
	14 14		一岁、4岁宽飞。一十昧	留くソコド	0084-466	1	平日 9:00~16:00
		りのもあい上の方 ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は頼育手帳の交付 で受けている方 ③介養保険の要介護又は要支援認定を受けている方 ④前①~③に掲げる者と同居する小学生以下の児童		7F.A.[34]			(祝日可。年末年始を除く)

ō.	お問め					
	50000000000000000000000000000000000000	機関名②	所在地	电站带写 (086)	袋	受付時間
		北区中央保健センター	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1265	5260	
		北区北保健センター	北区谷万成二丁目6-33	251-6515		
		北区北保健センター 御津・建部分室	北区建部町福渡489	722-1114	_	
6.19.	保健センター	中区保健センター	中区桑野715-2	274-5164	-	平日 8:30~17:15
		東区保健センター	東区西大寺中野本町4-5	943-3210	1	
		南区西保健センター	南区妹尾880-1	281-9625	1	
		南区南保健センター	南区福田690-1	261-7051	1	
		北区中央地域包括支援センター	北区鹿田町一丁目1-17F	224-8755	5748. 5749	
		北区北地域包括支援センター	北区谷万成二丁目6-33	251-6523	ı	
8.42.	まずむな十亩インで	中区地域包括支援センター	中区桑野715-2	274-5172	I	平日 8:30~17:00
47.52	名英古名が「アンダー	東区地域包括支援センター	東区西大寺中二丁目16-33	944-1866		
		南区西地域包括支援センター	南区妹尾880-1	281-9681	ı	
		南区南地域包括支援センター	南区福田690-1	261-7301	-	
		北区中央福祉事務所 介護サービス係	北区鹿田町一丁目1-1 1F	803-1213	5121	
		北区北福祉事務所 介護サービス係	北区谷万成二丁目6-33	251-6532	1	
	福祉事務所(介護サービス係)	中区福祉事務所 介護サービス係	中区赤坂本町11-47	901-1233	-	平日 8・30~17:15
ת	※介護保険の申請	東区福祉事務所 介護サービス係	東区西大寺中二丁目16-33	944-1885	1	
		南区西福祉事務所 介護サービス係	南区妹尾880-1	281-9620	1	
	-	南区南福祉事務所 介護サービス係	南区福田690-1	230-0323		
		北区中央福祉事務所 福祉振興係	北区鹿田町一丁目1-1 1F	803-1209	5118	
	海北市郊市/海北市图像)	北区北福祉事務所福祉振興係	北区谷万成二丁目6-33	251-6530	-	
	<b>有性事物別(有私原来派)</b> ※4年 在代略第1-82	中区福祉事務所 福祉振興係	中区赤坂本町11-47	901-1231	1	亚日 8:30~17:15
	※女体・なら呼ばにより障害を指摘がナーバス、障害せんからない。	東区福祉事務所 福祉振興係	東区西大寺中二丁目16-33	944-1822	1	
	有子帳の中詞	南区西福祉事務所 福祉振興係	南区妹尾880-1	281-9620	ı	
		南区南福祉事務所 福祉振興係	南区福田690-1	230-0321		
16	福祉事務所(福祉振興係) ※身体・知的障害に係る 障害福祉サービス、障害 者手帳の申請	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			901-1231 944-1822 281-9620 230-0321	

	,					
No.	機関名①	機関名②	所在地	電話番号 (086)	乙额	受付時間
		北区中央福祉事務所生活福祉係	北区鹿田町一丁目1-1 1F	803-1209	5111	
		北区北福祉事務所 生活福祉係	北区谷万成二丁目6-33	251-6531	1	
ć	福祉事務所(生活福祉係)	中区福祉事務所 生活福祉係	中区赤坂本町11-47	901-1232	ı	31.71~05.0 日本
33	※生活保護の受給に関する相談	東区福祉事務所 生活福祉係	東区西大寺中二丁目16-33	944-1884	-	GI: / 1 200:0 II+
		南区西福祉事務所 生活福祉係	南区妹尾880-1	281-9620	_	
		南区南福祉事務所 生活福祉係	南区福田690-1	230-0322	1	
		北区中央福祉事務所内地域こども相談センター	北区鹿田町一丁目1-1 1F	803-1824	5116. 5117	
		北区北福祉事務所内地域こども相談センター	北区谷万成二丁目6-33	251-6521	1	
24.	き海にダゼロ彩ケンケー	中区福祉事務所内地域こども相談センター	中区赤坂本町11-47	901-1234	-	平日 8:30~17:15
35.44	ノインス語についます。	東区福祉事務所内地域こども相談センター	東区西大寺中二丁目16-33	944-0131	-	) -
		南区西福祉事務所内地域こども相談センター	南区妹尾880-1	281-9652	-	
		南区南福祉事務所内地域こども相談センター	南区福田690-1	261-7127	1	
		地域福祉係	北区鹿田町一丁目1-1 7F	222-8619	5745	
		北区中央事務所	丁旦	三	丁国	
		北区北事務所	北区谷万成二丁目6-33	250-2007	_	
31	岡山市社会福祉協議会	中区事務所	中区赤坂本町11-47	238-9200	ı	平日 8:30~17:15
		東区事務所	東区西大寺中二丁目16-33	942-3260	-	
		南区西事務所	南区妹尾880-1	281-0027	_	
		南区南事務所	南区福田690-1	263-0012	ı	
		地域サポートセンター 仲よし	北区広瀬町10-9	223-1181	ı	火~土 8:30~17:30
		地域活動支援センター 旭川荘	北区祇園866	275-4518	1	平日 8:30~17:15
		ひらた旭川荘地域活動支援センター	北区平田407	245-7361	t	平日 10:00~16:00
7	出作中心光学群型十二年	障害者生活支援センター こら~れ	北区建部町福渡834-2	722-5200	1	平日 9:00~17:00
=	作成人が成形は上げ手不ら	地域活動支援センター ぱる・おかやま	北区表町3-7-27 2F	201-1720	1	平日 10:00~15:00
		サポートセンターかけはし	東区西大寺上3-2-1 1F	206-3127	ı	平日 9:30~17:00
		岡山南障がい者相談支援センター	南区福富西一丁目14-21	259-3888	1	平日 8:30~17:15
		支援センター コンドル	南区浦安本町208-6	261-7228	ı	平日 8:30~17:00

V	/					
δ	機関名①	機関名②	所在地	電話番号 (086)	内線	受付時間
		地域サポートセンター 仲よし	北区広瀬町10-9	223-1181 (夜間・休日 206-1125)	. t	24時間365日
12	地域生活支援拠点事業所	地域活動支援センター 旭川荘	北区祇園866	275-4518	_	24時間365日
		岡山南障がい者相談支援センター	南区福富西一丁目14-21	259-3888		24時間365日
		旭川児童院 通園センター	北区祇園866	275-1951	1	月~金 8:30~17:15
		岡山かなりや学園	北区西古松321-102	241-1415	ı	月~金 8:45~17:30 土 8:45~12:45
14	児童発達支援センター	児童発達支援センター まな星	北区伊島町2-1-32	214-0553	1	月~金 10:00~17:00
		みどり学園	北区中原664-1先	275-2119	-	月~金 8:30~17:15
		わかくさ学園いちご	北区平田407	805-3822	-	月~金 8:30~17:00
		地域サポートセンター 仲よし	北区広瀬町10-9	223-1181	_	水~土 8:30~17:30
		地域活動支援センター 旭川荘	998運運	275-4518		51:71~08:8 日本
		ひらた旭川荘地域活動支援センター	北区平田407	245-7361		00:91~00:01 日本
15.48	15・48 地域活動支援センター I 型	障害者生活支援センター こら~れ	北区建部町福渡834-2	722-5200	ı	00:21~00:6 日本
		地域活動支援センター ぱる・おかやま	北区表町3-7-27 2F	201-1720	ı	00:51~00:01 日本
		サポートセンターかけはし	東区西大寺上3-2-1 1F	206-3127	-	平日 9:30~17:00
		支援センター コンドル	南区浦安本町208-6	261-7228	1_	平日 8:30~17:00

# 岡山市民生委員児童委員協議会

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目 1-1 保健福祉会館 4F 岡山市 保健福祉局 福祉援護課 内

電 話:086-803-1218 [直通] ファクス:086-803-1870